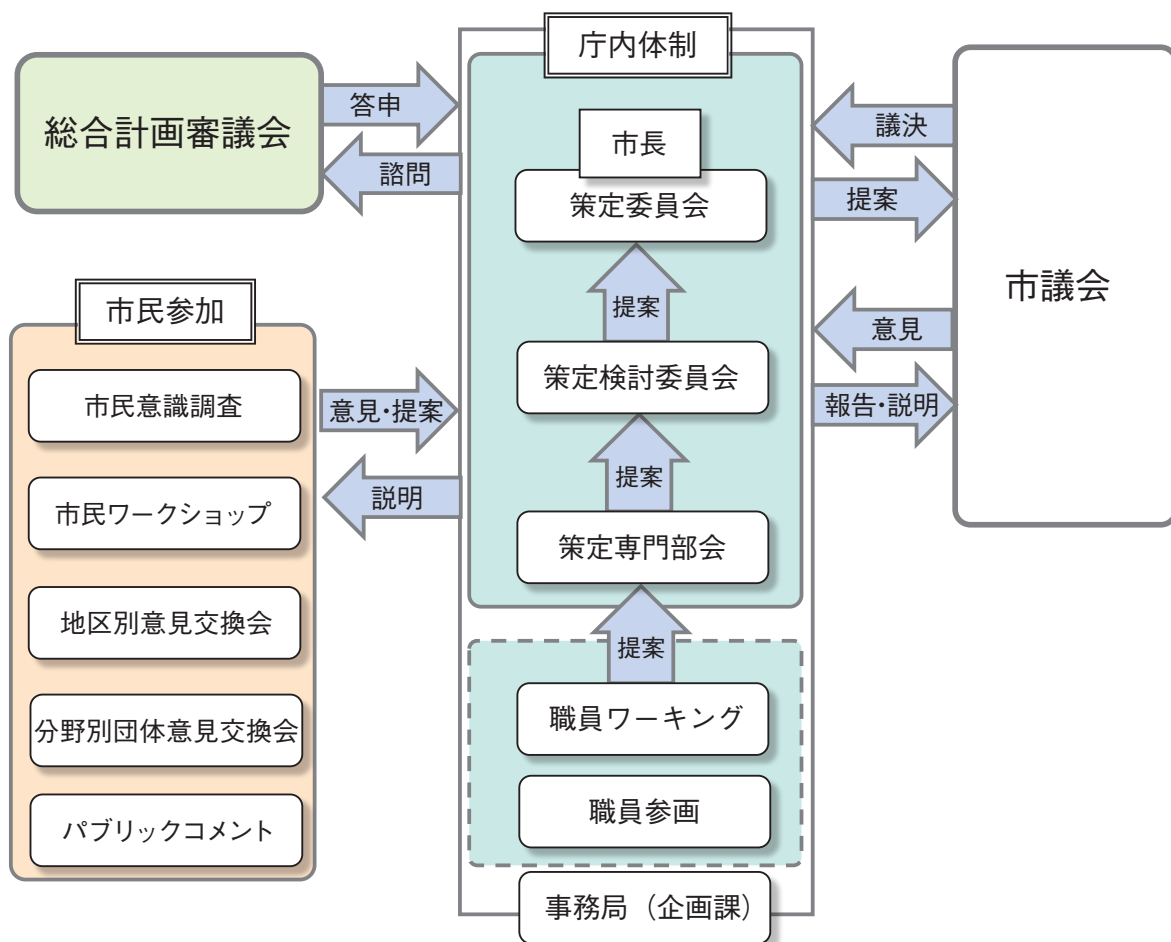




資料編

I. 策定体制

総合計画策定体制



総合計画審議会	総合計画の策定に関して意見を付すとともに、諮問された総合計画の案について、答申を行います。
策定委員会	総合計画の策定に関する総合調整を行い、総合計画の案を決定します。
策定検討委員会	策定専門部会の案について調整を行い、総合計画の案を作成します。
策定専門部会	行政課題に応じて、調査及び検討を行い、部門ごとの案を作成します。
職員ワーキング	職員アンケートの分析や、市民ワークショップなど市民が参加する会議の支援をします。 また、ワーキングチーム自ら課題を抽出し、その対応策を提案するとともに、基礎調査報告書を受けて、施策の方向性を検討し、専門部会へ提案します。

Ⅱ. 策定経過

【総合計画審議会（総合開発審議会）】

平成29年度

8月8日	平成29年度 第1回総合開発審議会	・袖ケ浦市次期総合計画策定方針について
2月9日	平成29年度 第2回総合開発審議会	・袖ケ浦市総合計画条例（案）について ・袖ケ浦市次期総合計画の策定状況（意見聴取に関する取組）について

平成30年度

5月21日	平成30年度 第1回総合計画審議会	・袖ケ浦市次期総合計画策定に関する取組について
8月7日	平成30年度 第2回総合計画審議会	・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案について
11月20日	平成30年度 第3回総合計画審議会	・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「市が目指す将来の姿」（案）について ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「目標人口」について ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策の大綱（案）及び施策（案）について
2月12日	平成30年度 第4回総合計画審議会	・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）たたき台について

令和元年度

6月18日	令和元年度 第1回総合計画審議会	・袖ケ浦市次期総合計画策定におけるこれまでの取組について ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の検討状況について ・袖ケ浦市総合計画（第1期実施計画）の策定について
12月19日	令和元年度 第3回総合計画審議会	・袖ケ浦市次期総合計画の策定スケジュールについて ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）の策定について（諮問） ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）素案について ・袖ケ浦市総合計画（第1期実施計画）素案について
1月9日		・袖ケ浦市総合計画（基本構想）について（答申）
1月28日	令和元年度 第4回総合計画審議会	・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案について ・袖ケ浦市総合計画（第1期実施計画）案について

令和2年度

4月28日	令和2年度 第2回総合計画審議会 （書面会議）	・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案及び袖ケ浦市総合計画（第1期実施計画）案に係るパブリックコメントの実施結果について（報告） ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について（諮問） ・袖ケ浦市総合計画（第1期実施計画）の策定について（諮問）
5月14日		・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）について（答申） ・袖ケ浦市総合計画（第1期実施計画）について（答申）

※袖ケ浦市総合開発審議会設置条例の廃止及び袖ケ浦市総合計画条例の施行に伴い、平成30年度より総合計画審議会にて総合計画の策定に関する調査審議を行っています。

【市民参加の取組】

平成29年度

8月10日	袖ヶ浦市工場連絡会 懇談会	・袖ヶ浦市総合計画の概要及び市の現状説明 ・袖ヶ浦市次期総合計画策定に向けたワークショップ 【テーマ】袖ヶ浦市の強み・弱み
9月15日～ 10月6日	まちづくり アンケート調査	・配布3,000人、有効回答数1,291件、有効回答率43.0%
12月8日 12月9日 12月11日 12月14日 12月17日	地域のまちづくり懇談会 中川・富岡地区 根形地区 平岡地区 昭和地区 長浦地区	・袖ヶ浦市総合計画、袖ヶ浦市都市計画マスタープランについて ・まちづくりアンケート・市外WEBアンケート結果について ・グループディスカッション 【テーマ1】地域の魅力と課題 【テーマ2】地域の将来像
12月16日	第1回まちづくり ワークショップ	・袖ヶ浦市総合計画、袖ヶ浦市都市計画マスタープランについて ・ワークショップ 【テーマ】 袖ヶ浦市の課題・問題点・良いところ・活用すべき資源 ・グループの意見発表
12月16日	第1回 年代別市民座談会	・グループ討議 【テーマ1】若年層の人口流出抑制 【テーマ2】子育て世代が求めるまちづくり 【テーマ3】住み続けたいまちづくり 【テーマ4】高齢者が元気に活躍できるまちの実現 ・グループの意見発表
12月19日～ 1月18日	パブリックコメント	・袖ヶ浦市総合計画条例（案）について
1月27日	第2回まちづくり ワークショップ	・まちづくりアンケート・市外WEBアンケート結果について ・ワークショップ 【テーマ】まちづくりの方向性 ・グループの意見発表
1月27日	第2回 年代別市民座談会	・グループ討議 【テーマ1】若年層の人口流出抑制 【テーマ2】子育て世代が求めるまちづくり 【テーマ3】住み続けたいまちづくり 【テーマ4】高齢者が元気に活躍できるまちの実現 ・グループの意見発表

平成30年度

4月14日	第3回まちづくり ワークショップ	・ワークショップ 【テーマ1】「方向性」を実現するための具体的な手法 【テーマ2】本市が目指すべき将来の姿
5月	各種団体への アンケート調査	・市政や市と団体との連携などに関するアンケート ・配布72団体、有効回答数52件、有効回答率72.2%
8月27日～ 9月26日	パブリックコメント	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）骨子案について
1月19日 1月25日 1月26日 1月27日	まちづくり懇談会 長浦地区 平岡地区 昭和地区 根形地区 中川・富岡地区	・袖ヶ浦市次期総合計画の策定に向けた調査検討結果について ・袖ヶ浦市次期総合計画（基本構想、前期基本計画）の策定について ・意見交換
2月22日	袖ヶ浦市次期総合計画 策定に関する各分野別 団体との意見交換会	・袖ヶ浦市次期総合計画について ・意見交換会～各グループの意見発表
2月23日	袖ヶ浦市次期総合計画 策定に関する女性との 意見交換会	・袖ヶ浦市次期総合計画について ・意見交換会～各グループの意見発表

令和元年度

6月27日～ 7月26日	パブリックコメント	・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）案について
2月13日～ 3月12日	パブリックコメント	・ 袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）案について ・ 袖ヶ浦市総合計画（第1期実施計画）案について

【庁内の取組・議会対応】

平成29年度

8月25日	第1回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 袖ヶ浦市次期総合計画策定に当たっての取組内容・策定体制について ・ まちづくりアンケートについて
11月28日	第2回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 統計調査及び各種アンケートの概要について（報告）
2月23日	平成30年第1回 袖ヶ浦市袖ヶ浦市議会定例会	・ 袖ヶ浦市総合計画条例の制定について【上程】
3月12日	平成30年第1回 袖ヶ浦市議会定例会	・ 袖ヶ浦市総合計画条例の制定について【可決】
3月19日	第3回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 袖ヶ浦市次期総合計画策定に係る市民意見の取りまとめ状況について

平成30年度

4月13日	第4回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 袖ヶ浦市次期総合計画策定に関する取組概要について ・ 袖ヶ浦市次期総合計画策定スケジュールについて
6月18日	第5回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 基礎調査の報告について ・ 職員ワーキングによる施策提案について（プレゼンテーション）
7月26日	第6回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）骨子案について
11月7日	第7回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について ・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）に示す「市が目指す将来の姿」（案）について ・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）に示す「目標人口」について ・ 袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）における施策の大綱（案）及び施策（案）について ・ 袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）施策概要シートの確認について
12月11日	第8回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について（修正） ・ 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）に示す「市が目指す将来の姿」（案）について ・ 袖ヶ浦市次期総合計画における目標人口の考えについて ・ 袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）における施策の大綱及び施策（素案）について

1月31日	第9回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）案について ・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）たたき台について
3月4日	第10回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市次期総合計画の策定スケジュールについて ・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）における「市が目指す将来の姿」について ・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）における施策（案）について

令和元年度

4月3日	第11回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（第1期実施計画）策定方針（案）について
5月8日	第12回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）における「市が目指す将来の姿」について
5月15日	第13回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）における「市が目指す将来の姿」について
6月4日	第14回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）における施策大綱案及び施策案について ・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）案について ・施策成果指標として設定する項目に関する市民意識調査（アンケート）の実施について
10月4日	第15回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について
11月6日	第16回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）修正案について ・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）における施策（素案）について ・袖ヶ浦市総合計画（第1期実施計画）（第3次評価）について
12月12日	第17回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市次期総合計画の策定スケジュールについて ・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）修正案について ・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）案について ・袖ヶ浦市総合計画（第1期実施計画）案について
1月20日	第18回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）案について ・袖ヶ浦市総合計画（第1期実施計画）案について
2月19日	令和2年第1回 袖ヶ浦市議会定例会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）の策定について【上程】
3月9日	令和2年第1回 袖ヶ浦市議会定例会	・袖ヶ浦市総合計画（基本構想）の策定について【可決】

令和2年度

4月15日	第19回 袖ヶ浦市総合計画策定委員会	・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）案及び袖ヶ浦市総合計画（第1期実施計画）案に係る意見の募集結果等並びに袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）案の修正について
6月5日	令和2年第2回 袖ヶ浦市議会定例会	・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について【上程】
6月24日	令和2年第2回 袖ヶ浦市議会定例会	・袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について【修正可決】

Ⅲ. 袖ヶ浦市総合計画条例

平成 30 年条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものをいう。

(基本構想及び基本計画の策定等)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、基本構想及び基本計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、多様な手法を用いて市民の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、市政をめぐる社会情勢等の変化に伴い必要が生じたときは、基本構想又は基本計画を変更することができる。

(実施計画の策定等)

第 4 条 市長は、基本計画に基づき、市民の意見を聴いた上で、実施計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、必要に応じて実施計画を変更することができる。

(袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問)

第 5 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 10 条の袖ヶ浦市総合計画審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、前条の規定による諮問に対する答申を受けた後、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 7 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(基本計画及び実施計画の措置)

第 8 条 市長は、基本計画及び実施計画について、計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、基本計画及び実施計画の実施状況について、公表しなければならない。

（総合計画との整合）

第9条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

（袖ヶ浦市総合計画審議会の設置）

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市総合計画審議会を置く。

（審議会の所掌事務）

第11条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- （2）基本計画及び実施計画の実施状況について調査審議すること。
- （3）その他総合計画に関する事項について必要な調査審議をすること。

（審議会の組織等）

第12条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）知識経験を有する者
- （2）各種団体等の役職員
- （3）公募による市民

2 委員は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第13条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第14条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第15条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例の廃止）

- 2 袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例（昭和46年条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている袖ヶ浦市総合計画は、この条例の規定による総合計画が策定されるまでの間、引き続き、その効力を有し、その実施に関し必要な調査及び審議は、審議会において所掌する。

(袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

IV. 総合計画審議会

1. 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）諮問・答申

袖企第1429号
令和元年12月19日

袖ヶ浦市総合計画審議会
会長 石戸 光 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

袖ヶ浦市総合計画（基本構想）の策定について（諮問）

市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示す袖ヶ浦市総合計画（基本構想）を策定するに当たり、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号）第5条により、諮問します。

袖 計 審 第 1 号
令和2年1月9日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市総合計画審議会
会 長 石 戸 光

袖ヶ浦市総合計画（基本構想）について（答申）

令和元年12月19日付け袖企第1429号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された、袖ヶ浦市総合計画(基本構想)は、アンケート調査やワークショップ、地域別の懇談会による意見交換などにより、積極的に市民の意向を把握するとともに、意見の反映に努めながら作成を進め、その内容は市のまちづくりに係る構想として、市が目指す将来の姿を的確に示しており、概ね適切なものであると評価します。

なお、本審議会の意見として、次のとおり示しますので基本構想の実現に当たって、十分配慮するとともに積極的に取り組まれるよう要望します。

- 1 市が目指す将来の姿として掲げる「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向けて、基本的視点や将来の目標人口、土地利用の方針について、広く市民等に情報提供を行い、市民等と行政で目指す方向性について共有を図り連携しながら、まちづくりを行っていくこと。
- 2 目標人口について「65,000人以上の維持」としていることから、引き続き子育て環境の充実、安定した雇用の場の確保などに努め、若い世代にとって魅力あるまちづくりに努めること。
- 3 市内地域ごとに人口の増減状況や課題が異なっているなか、それぞれの地域で有している特徴的な資源と特性を活かしつつ、地域の活性化を図っていくこと。
- 4 本市の財政状況は厳しさが増していくことが考えられることから、各分野における施策や事業について進捗状況を把握し改善を図っていくとともに、歳入確保及び歳出削減を図りつつ、それぞれの施策や事業の重要性等を踏まえた効率的・効果的な行財政運営を行い、計画的なまちづくりを行っていくこと。

【令和元年度 袖ヶ浦市総合計画審議会 袖ヶ浦市総合計画（基本構想）答申時 委員名簿】

会 長 石戸 光

副会長 豊川 斎赫

区 分	氏 名
知識経験を有する者 (1号委員)	石戸 光
	江野澤 吉克
	上大川 順
	久保 秀一
	工藤 智子
	豊川 斎赫
	山口 修
	川名 善慶
	松井 洋美
	嘉屋崎 道子
各種団体等の役職員 (2号委員)	風呂本 充正
	長沼 眞
	関口 幸一
	三好 祥子
	請井 礼子
	中根 幸男
	八木 克典
	阿子島 祐子
公募による市民 (3号委員)	小柳 洋嗣
	鈴木 京子

答申時現在：令和2年1月9日 敬称略

2. 袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）諮問・答申

袖 企 第 1 4 3 号
令和2年4月24日

袖ヶ浦市総合計画審議会
会 長 石 戸 光 様

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について（諮問）

袖ヶ浦市総合計画における基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにする前期基本計画を策定するに当たり、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号）第5条の規定により、諮問します。

袖 総 審 第 1 号
令和2年5月14日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市総合計画審議会
会 長 石 戸 光

袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）について（答申）

令和2年4月24日付け袖企第143号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された、袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）の策定にあたっては、初期の段階から様々な方法で市民参加を推進し、広く市民意見の反映を図り計画づくりに取り組まれたことは評価に値します。

本計画は、基本構想に掲げる市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向け、今後6年間に於いて本市が取り組んでいく施策の方向性を示すものとして概ね適切なものと認め、ここにその旨を答申します。

なお、本審議会の意見として、次のとおり示しますので、本計画の推進にあたって、十分配慮するとともに積極的に取り組まれるよう要望します。

- 1 基本構想に掲げる市が目指す将来の姿を実現するためには、行政の取組に加え、市民やNPO団体、事業者など多様な団体と行政が将来のまちづくりの方向性を共有し、まちづくり活動に取り組むことが重要であることから、計画策定後は、市民等との計画の共有に努めるとともに、市民協働により各種施策の実現に向けて取り組まれない。
- 2 令和7年に人口が65,000人となり、ピークを迎えると推計していることから、この人口推計を達成するため、各種施策の展開を図り、新たな時代に対応した魅力的なまちづくりに取り組むとともに、将来訪れる人口減少や更なる少子高齢化の進展に伴う社会経済情勢の変化に的確に対応するため、市民ニーズの把握に努め、各地域の資源や特性を活かしたまちづくりに取り組まれない。

- 3 本市の財政状況は、将来的な生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展、市内の公共施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加などにより厳しさを増していくと考えられることから、財政の持続性の確保に向けた歳入確保や歳出削減、公共施設の活用の見直しに取り組むなど、環境の変化に柔軟に対応した効率的・効果的な行財政運営に取り組まれない。
- 4 誰もが活躍するまちの実現に向け、保育サービスの充実や特色ある教育を推進し、子ども達の健全な成長を促すとともに、市民が有する知識・技術・経験などを活用する機会の創出や、様々な機会を通じて市民の誰もがいきいきと暮らせるための取組を推進されたい。
- 5 安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、本市における自然災害の経験を活かした施策を展開し、今後起こりうる多様な災害に対応できるよう地域防災力の強化に努めるとともに、災害応急・復旧対策の充実に向けた取組をより一層推進されたい。
- 6 誰もが健康にいきいきと暮らせるまちの実現に向け、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりの支援や、福祉サービスの向上、地域で支え合いながら住み慣れた地域で安心して生活できる支え合いの仕組みづくりに取り組まれない。
- 7 人が集まる活気あるまちの実現に向け、計画的な市街地整備や交通利便性の向上など、快適な住環境の確保に取り組むとともに、商業や工業、農業など市内産業の競争力の強化や観光地としての魅力向上に取り組まれない。
- 8 本計画の実効性を高めるため、本計画の推進に向けた組織改正や人材育成に取り組むとともに、施策や事業の進捗状況を適切に管理し、その有効性や成果についての検証を行い、必要に応じた改善を図りながら、効率的・効果的な計画の推進に取り組まれない。

【令和2年度 袖ヶ浦市総合計画審議会 袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）答申時 委員名簿】

会 長 石戸 光

副会長 田島 則行

区 分	氏 名
知識経験を有する者 (1号委員)	石戸 光
	江野澤 吉克
	渡辺 絹代
	久保 秀一
	江利角 晃也
	田島 則行
	山口 修
	山田 崇
	松井 洋美
	嘉屋崎 道子
各種団体等の役職員 (2号委員)	風呂本 充正
	長沼 眞
	若林 和秀
	三好 祥子
	請井 礼子
	中根 幸男
	八木 克典
	阿子島 祐子
公募による市民 (3号委員)	小柳 洋嗣
	鈴木 京子

答申時現在：令和2年5月14日 敬称略

V. 用語の説明

あ行

用語	意味
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。
空家バンク	主に自治体が定住を促進するために、空家物件情報を紹介する制度。 一般的には空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて、 空家バンクに登録した情報を空家の利用を希望する方に紹介する制度。
インフラ	道路・通信・公共施設など産業や生活の基盤となる構造物や建物のこと。 社会基盤。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。コミュニ ケーションを重視した英語教育、外国語活動の推進のための支援を行う。
NPO	Non-Profit Organization（非営利団体）の略。営利目的でなく公益的活 動を行う民間団体。
LGBT	L：女性の同性愛者 (lesbian)、G：男性の同性愛者 (gay)、B：両性愛 者 (bisexual)、T：身体の性と心の性の不一致 (transgender) の頭文 字をとって組み合わせた言葉。

か行

用語	意味
外来生物	元々はその地域に生息していなかったが、貿易等の人間の活動によって他 の地域から入ってきた生物。一部は生態系や経済に重大な影響を与えるこ とがある。
合併処理浄化槽	トイレの排水及び生活雑排水（台所・洗濯・風呂等の排水）を処理・消毒 し河川等へ放流する施設。
観光入込客数	観光地点や行祭事、イベントなどを訪れた人の数。
経常収支比率	地方公共団体の財政の弾力性を示す指標。税など経常的に収入されるお金 を人件費・扶助費・公債費などの経常的に支出するお金にどれくらい充て ているかの割合。
健康寿命	平均寿命から認知症や寝たきりなど介護状態の期間を差し引いた期間。
公営企業会計	下水道など公営企業が、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り 組むため、民間企業と同様の会計を適用すること。

用語	意味
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性（15 歳～ 49 歳）が生涯に産む子どもの数のこと。
交流人口	その地域に住んでいる居住者などの定住人口に対して、観光客など他の地域から訪れる人のこと。
高齢化率	全人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合。

さ行

用語	意味
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が高くなるほど財源に余裕があることを示す。地方交付税の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、生活に結びついた山。都市と自然の間にあって、人が利用してきた森林。
市街化区域	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、許可を取得しないと開発行為や建築行為を行うことができない区域。
実質公債費比率	地方公共団体における一般財源の規模に対する、実質的な借金（地方債）返済額の割合のこと。
シティプロモーション	自治体のイメージや知名度を高めるために、様々な魅力を効果的・戦略的に発信すること。
集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農。
循環型社会	ごみの再資源化やエネルギー化など、資源・エネルギーの循環化を積極的に推進することで、限りある天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り軽減された社会。
準用河川	一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定し、管理している河川。
消費生活センター	消費生活に関する様々な相談や苦情を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のための支援をする相談窓口。
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
ストックマネジメント	長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
スポーツツーリズム	スポーツを「観る」「する」「支える」ための旅行及びそれに伴う周辺観光に加え、スポーツを楽しむ環境の整備、国際競技大会の誘致や開催、合宿の誘致を包含したもの。

用語	意味
生産年齢人口	生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
総合型地域スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向（初心者からトップレベルまで）という特徴を持つ。

た行

用語	意味
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
単独処理浄化槽	トイレの排水のみ処理・消毒し、河川等へ放流する施設。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制。
地区計画	住民と自治体が連携して作成した、各地区の特徴に相応しいまちづくりを誘導する計画。
特定健康診査	医療保険者が 40 歳以上 74 歳以下の被保険者と被扶養者に対して、毎年実施する健康診査。メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とする。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートを行う。
都市計画マスタープラン	都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。総合計画に掲げる市が目指す将来の姿を実現させるための都市計画に関する総合的な方針を明らかにするもの。

な行

用語	意味
認定農業者	農業経営規模の拡大や集約化、経営の合理化等を目指す意欲ある農業者で、農業経営改善計画を提出し、市が認定した農業経営者や農業法人。
農地中間管理事業	農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める目的で、農地の所有者などから農地を借り受け、担い手に貸し出す事業。

は行

用語	意味
パブリックコメント	市の計画等の意思決定において、案の段階で広く市民に公表して意見を募集し、その意見を考慮して計画等の意思決定を行う手法のこと。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のことをいう。また、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられている。
PDCA サイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階を行う過程。業務を改善するための手法。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などへの支援に要する経費。

ら行

用語	意味
6次産業化	農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）まで手掛けることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法。1次×2次×3次＝6次産業と言われている。

わ行

用語	意味
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、子育てや介護、地域活動といった仕事以外の生活と仕事を自分が望むバランスで実現できるようにすること。

袖ヶ浦市総合計画

発行 令和 2 年 6 月

制作・編集

袖ヶ浦市企画財政部企画課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL 0438-62-2327

FAX 0438-62-5916

URL <https://www.city.sodegaura.lg.jp/>



袖ヶ浦市



袖ヶ浦市マスコットキャラクター「ガウラファミリー」